

参考配布

平成 30 年 3 月 20 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

(直通電話) 03(3502)5227

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令及び 有料職業紹介業務改善命令について

標記について、佐賀労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、佐賀労働局が配布した資料です。



佐賀労働局発表
平成 30 年 3 月 20 日（火）

担	厚生労働省佐賀労働局職業安定部 需給調整事業室長 出島 幸雄
当	需給調整指導官 伊勢藤則・福田将之 TEL 0952-32-7219 FAX 0952-32-7223 http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令及び 有料職業紹介業務改善命令について

佐賀労働局（局長：松森 靖）は、下記のとおり、職業安定法に基づいて有料職業紹介事業を営む事業主に対して、本日、同法第 32 条の 9 第 2 項の規定に基づく有料職業紹介事業停止命令及び同法第 48 条の 3 第 1 項の規定に基づく有料職業紹介業務改善命令を行った。

記

第1 処分を受けた事業者

氏 名 本村ユキ子
事業所名称 美鈴会
事業所所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1975 番地 21
許可番号 41-ユ-300019
許可年月日 平成 21 年 11 月 1 日

第2 処分の内容

- 1 職業安定法第 32 条の 9 第 2 項に基づく有料職業紹介事業停止命令
（有料職業紹介事業停止命令の内容は第 4 のとおり）
- 2 職業安定法第 48 条の 3 第 1 項に基づく有料職業紹介業務改善命令
（有料職業紹介業務改善命令の内容は第 5 のとおり）

第3 処分の理由

本村ユキ子 は、佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1975 番地 21 に事務所を置く有料職業紹介事業者であるが、職業紹介に際し少なくとも平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日の期間、

- 1 職業安定法第5条の3第1項において、求職者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないと定められているのに、これを明示せず、
- 2 職業安定法第32条の3第2項により、求職者からの手数料の徴収が認められている職業において、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1箇月間に3件を超える場合にあつては、1箇月につき3件分に相当する額とすると定められているのに、この規定を超える額の手数料を求職者から徴収し、
- 3 職業安定法第32条の13において、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項を明示しなければならないとされているのに、これを明示せず、
もって職業安定法の規定に違反したこと。

第4 有料職業紹介事業停止命令の内容

平成30年3月21日から平成30年4月20日までの間、有料職業紹介事業を停止すること。

第5 有料職業紹介業務改善命令の内容

有料職業紹介業務の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該業務運営の改善を行うこと。

- 1 当該処分の理由に係る原因の究明と今後の再発防止策の策定
- 2 職業安定法その他労働に関する法律の遵守に係る内部管理体制の整備
- 3 職業安定法その他労働に関する法律の理解及び遵守の徹底

なお、職業紹介業務が職業安定法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、速やかに是正すること。特に本件処分の原因となったものについては、重点的に点検し、速やかに是正すること。

別添

○職業安定法(抄)

(労働条件等の明示)

第5条の3 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

- ② 求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
- ③ 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者(供給される労働者を雇用する場合に限る。)は、それぞれ、求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下この項において「従事すべき業務の内容等」という。)を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。
- ④ 前3項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならない。

(手数料)

第32条の3 第30条第1項の許可を受けた者(以下「有料職業紹介事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

- 一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合
- 二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合

- ② 有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

- ③ 第1項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。
- ④ 厚生労働大臣は、第1項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - 二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

(許可の取消し等)

第32条の9 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。

- 一 第32条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。
 - 二 この法律若しくは労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 三 第32条の5第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- ② 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第32条の13 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(改善命令等)

第48条の3 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- ② 厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、第5条の3第2項若しくは第3項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して前条の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該求人者又は労働者供給を受けようとする者に対し、第5条の3第2項又は第3項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

- ③ 厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 60 条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。